

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 建築確認における BIM 活用の実用に向けた技術の整理検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、建築確認における BIM 活用について、確認審査の事前相談段階において審査内容の理解を目的として BIM モデルを閲覧する場合に必要な情報、審査機序、表現方法を検討するとともに、BIM を導入して確実に確認審査が行えるという訴求につながる、事前相談段階における BIM モデルの供覧の実施に至る、事例や準備すべき項目について、建築確認における BIM 活用の実用に向けた技術の整理検討を行うものである。
- (3) 履行期限 令和4年2月25日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 一般競争参加不資格者(国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第5条の規定)に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・32年度(令和01・02・03年度)(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格を有すると認定された関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 国立研究開発法人建築研究所理事長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 配置する予定管理技術者については参加意志表明をする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあるものをいう。
- (6) 予定管理技術者は次のいずれかの資格を有し、かつ次の類似業務のうち1つについて、過去に完了した業務において、いずれか1件以上の実績を有していなくてはならない。
 - ・ 予定管理技術者の資格
 - ① 博士号(博士(工学)等で建築、住宅、都市分野において授与されたもの)
 - ② 建築士(1級)
 - ③ 技術士(建設部門)
 - ・ 類似業務
 - ① BIM モデルデータを用いた建築確認審査業務
 - ② BIM モデルデータを用いた建築確認審査業務用システム等の開発
 - ③ BIM 建築確認審査に関する調査業務
- (7) 企画提案書の提出者は、上記(6)に示すそれぞれの類似業務について、過去に完了した業務において、いずれか1件以上の実績を有していなければならない(再委託による業務の実績は含まない。)

3. 手続き等

- (1) 担当者
〒305-0802 茨城県つくば市立原1番地 国立研究開発法人建築研究所
建築生産研究グループ 上席研究員 武藤正樹
電話 029-864-6658、FAX 029-864-6772、電子メール muto@kenken.go.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
交付期間：令和3年7月28日(水)から令和3年9月15日(水)まで(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は9時から17時まで)。
交付申込：説明書の交付を希望する者は、(1)の担当者まで電話又は電子メールで申し込むこと。
交付方法：電子メール又は郵送。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
提出期限：令和3年9月15日(水)(必着)
提出場所：(1)に同じ。
提出方法：郵送(書留郵便)に限る。
- (4) 企画提案に関するヒアリングの実施日時及び場所
実施日時：令和3年9月17日(金)。時刻は後日通知する。
実施場所：国立研究開発法人建築研究所、または通信会議

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3(1)に同じ。
- (3) 予期せぬ事故、故障、自然災害等、やむを得ない事情により上記3の手続き等によることが困難となった場合、手続き等を変更することがある。
- (4) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書は無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、独立行政法人等の行政機関の情報公開法に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計規程等に基づく契約手続の完了までは、国立研究開発法人建築研究所との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は説明書による。